

生産性向上に取り組む市内中小企業への支援について

1 国の制度概要

国は、「平成 30 年度税制改正の大綱」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において、中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を支援するための措置を講ずるとしております。（本措置は、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法「生産性向上特別措置法案」の今国会での制定が前提となっております。）

この措置においては、設備投資に係る新たな固定資産税（償却資産）の特例が創設されることとなり、自治体の自主判断により、固定資産税をゼロから 1 / 2 の間で定めることとなります。

特例措置の内容（国の方針案）

○ 対象となる設備投資

① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

- ・ 中小企業は商工会議所・商工会と連携し、設備投資計画を策定
- ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

② 真に生産性革命を実現するための設備投資

導入により、労働生産性が年平均 3 % 以上向上する設備投資

③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資

生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

※②、③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外

○ 特例率は、3 年間、ゼロ以上 1 / 2 以下で市町村の条例で定める

○ 当該特例措置は、集中投資期間（平成 30 年度～32 年度）に限定

2 本市の対応

国制度の主旨に鑑み、生産性向上に取り組む本市内の中小企業を支援するため、以下の対応を検討中です。

- ・ 同法案の適用条件である「指宿市先端設備導入促進基本計画（仮称）」を策定する予定です。
- ・ 採択の優先性等を考慮したうえで、特例率をゼロとする方向で検討し、市税条例改正案を 6 月議会に上程する予定です。

3 担当・問い合わせ先

指宿市産業振興部商工水産課 0 9 9 3 - 2 2 - 2 1 1 1（内線 3 1 2）

指宿市市民生活部税務課 0 9 9 3 - 2 2 - 2 1 1 1（内線 2 2 7）